

北の江の島拠点施設（仮称）道の駅「かもめ島」整備事業 募集要項 新旧対照表

【募集要項】

No.	頁	旧（令和7年2月28日公表）	新（令和7年3月18日公表）
1	10	<p>(2) 設計事業者</p> <p>構成事業者のうち、設計等業務を実施する者は、単体もしくは設計共同企業体としての参加を認めるものとし、その場合の設計共同企業体の構成数は3社までを認めるものとする。</p> <p>設計事業者は、以下の事項を満たすものとし、設計共同企業体として参加する場合は、代表者はア～オのすべてを、構成員はア・エを満たすこと。</p> <p>また、構成員のうち1社はウを満たすこととする。</p> <p>ア 町の「令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（建築設計）」に登録されている一級建築士事務所であること。</p> <p>イ <u>町の「令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（土木設計）」に登録されていること。</u></p> <p>ウ 工事監理者を配置できること。</p> <p>エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。</p> <p>オ 過去10年間に設計が完了した延床面積1,000㎡以上の公共施設又は商業施設等の実施設計の実績を有していること。</p>	<p>(2) 設計事業者</p> <p>構成事業者のうち、設計等業務を実施する者は、単体もしくは設計共同企業体としての参加を認めるものとし、その場合の設計共同企業体の構成数は3社までを認めるものとする。</p> <p>設計事業者は、以下の事項を満たすものとし、設計共同企業体として参加する場合は、代表者はア～オのすべてを、構成員はア・エを満たすこと。</p> <p>また、構成員のうち1社はウを満たすこととする。</p> <p>ア 町の「令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（建築設計）」に登録されている一級建築士事務所であること。</p> <p>イ <b>（削除）</b></p> <p>ウ 工事監理者を配置できること。</p> <p>エ 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。</p> <p>オ 過去10年間に設計が完了した延床面積1,000㎡以上の公共施設又は商業施設等の実施設計の実績を有していること。</p>
2	12	<p>4 参加資格基準日</p> <p>上記「3 構成事業者の参加資格要件」の確認基準日は、<u>提案書の提出から基本協定締結時に至るまでの期間とする。</u></p> <p>基本協定締結時までの間に、代表事業者及び構成事業者が参加資格要件を欠くことになった場合、町は、当該受託事業者と基本協定を締結しないことがある。</p>	<p>4 参加資格基準日</p> <p>上記「3 構成事業者の参加資格要件」の確認基準日は、<b>参加表明書の提出から提案書の提出までの</b>期間とする。</p> <p>基本協定締結時までの間に、代表事業者及び構成事業者が参加資格要件を欠くことになった場合、町は、当該受託事業者と基本協定を締結しないことがある。</p>